

SDGs 推進事業補助金
募集要項

募集期間

令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

令和6年度

生駒市

SDGs 推進課

1. 目的

SDGs推進事業補助金は、主体間の連携により、市域のSDGs（持続可能な開発目標（平成27年国際連合本部「持続可能な開発サミット」採択）をいう。）の推進に資する事業を支援するための補助金です。

多様なパートナー同士の連携・協力により、複数のSDGsにまたがる取り組みが「自律的に」発展することを目指し、対象となる事業に「SDGs推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき補助金を交付するものです。

2. SDGsとは

SDGs（エスディーゼーズ：Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年に向けた持続可能な社会を構築するための国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」等の優れた理念が示されています。この考え方は行政だけでなく、民間事業者の行動指針等としても広く採用されつつあります。

3. 補助金の対象となる事業

生駒市内で実施され、**2者以上の団体が連携**して行うものであり、**複数のSDGs達成に貢献でき**、市民のSDGsに関する意識の向上など、市域のSDGs推進に資する先導的な事業とします。

なお、補助金の交付は、1つの補助事業について1回限りとします。

※既に補助金の交付を行った事業と同一内容と判断される事業に対しては補助金を交付することはできません。

※より多くのSDGs目標の向上と紐づいた事業となるよう企画してください。

※企業同士の連携であっても、要件を満たせば対象となります。

4. 補助金の対象となる団体

「いこまSDGsアクションネットワーク」会員であるとともに、市内に事務所又は活動拠点を持し、かつ、市内において活動を行っている又は今後行う予定がある市民活動団体又は特定非営利活動法人、会社、個人事業主、公益社団法人、一般社団法人、社会福祉法人、教育機関（市立は除く）その他これらに準ずる団体で市長が適当と認めるものとします。

5. 補助金

交付要綱第5条の規定に基づき申請いただき、第6条の規定に基づき市で審査を行い、補助金の交付を決定します。

補助金は1つの補助事業につき、補助対象経費の合計額から寄附金その他の収入額を控除した額の2分の1に相当する額（千円未満は切捨て）とし、40万円を上限とします。

補助対象経費には、消費税及び地方消費税は、含まないものとします。

申請内容を変更又は中止する場合は、変更・中止承認申請書（様式第7号）を提出し、承認を受けてください。

また、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算請求書（様式第13号）を提出してください。

なお、計画された全ての補助事業の完了の日から起算して30日以内、又は事業の完了の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）と添付書類を提出してください。

◆対象となる経費

項目	内容
報償費	ボランティア、コーディネータ、外部講師等に係る謝金
旅費	交通費、通行料その他これらに類するもの。
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷、報告書等の印刷製本費
燃料費	補助事業を行うために必要な車両のガソリン代等
消耗品費	文具、日用品、原材料費等
通信運搬費	はがき、切手代、郵送代、インターネット回線料
保険料	ボランティア保険、行事等保険料等
委託料	団体では実施が困難な事務（会場設営、機器運搬）等の委託費（事業の全ての委託は対象外）
使用料・賃貸料	会場使用料、資機材賃貸料等
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

◆補助対象外経費

- (1) 団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助対象活動の実施に直接関係しない経費
- (2) その他市長が不適當又は不必要と認める経費

◆補助対象経費に関する注意事項

- ・補助対象経費となるのは、「交付決定通知」があった日以降に行う事業です。それ以前に支出した経費は補助対象外となります。

- また、補助対象期間（各年度2月末日）を過ぎて支出した経費についても同様です。
- 実績報告時「収支決算に係る領収書の写し」に不備がある場合は補助金を支払うことができません。
例) 用途、品目が不明。支払いの日付が明記されていない。など

6. 提案事業の募集

1. 募集期間 令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）（必着）
2. 担当窓口 生駒市地域活力創生部
SDGs 推進課 SDGs 推進係
〒630-0288
生駒市東新町8番38号
電話：0743-74-1111（内2111）

※募集要項等は、市HPからダウンロードが出来ますのでご利用下さい。
※予算額に達しない場合は、再度募集を行うことがあります。

7. 申請内容の事前協議

応募する団体は、事業の申請に先立ち、提案事業及び対象経費等について、事前にSDGs推進課への事前協議を行ってください。

ただし、事前協議における指摘事項の修正が、募集期間内に実施できるよう、前もって相談を受けてください。

◎協議の際の確認書類

- 事業計画書（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）
- 実施団体概要書（様式第4号）
- その他関係書類（事業内容が分かる企画書、チラシ、購入予定品の見積書など）

8. 必要な書類の提出

応募する団体は、募集期間内に、次の関係書類1部をSDGs推進課へメール、持参又は郵送により提出してください。

※ただし、持参の場合は土・日・祝日を除く、受付時間は午前8時30分～午後5時15分

◎SDGs推進事業補助金交付申請書（様式第1号）

（添付書類）

- 事業計画書（様式第2号）

- ・収支予算書（様式第3号）
- ・実施団体概要書（様式第4号）
- ・実施団体の存在を確認できる書類（定款、会則、規約、開業届、会員名簿等）
- ・その他関係書類（事業内容が分かる企画書、チラシ、購入予定品の見積書など）

9. 事業の実施期限

事業の実施期限は本年度内です。事業採択されてから、令和7年2月末日までに完了するものとします。

10. 事業の審査方法

募集期間中に申請していただいた事業については、提出いただいたSDGs推進事業補助金交付申請書（様式第1号）の内容について、交付要綱及び採択基準に基づき、いこまSDGsアクションネットワークアドバイザー会議の意見及び評価を基に事務局で候補事業の審査を行い、交付の可否を決定いたします。※予算額を超える申請があった場合、予算額の範囲内で採択する事業を決定します。

11. 事業の審査基準

◆前提要件

1. 市域のSDGs推進に資する事業であること。
2. SDGsに掲げる17の目標のうち2つ以上の目標の達成に貢献できる事業であること。
3. 生駒市内で実施され、市民のSDGs推進に係る意識の向上に資する事業であること。
4. 2者以上の団体が連携して行う事業であること。
5. 法令、条例等に違反した事業でないこと。
6. 公の秩序又は善良の風俗を害する事業でないこと。
7. 特定の者の利益のみを目的とする事業でないこと。
8. 政治活動、宗教活動を目的とした事業でないこと。
9. 本市又は国、地方公共団体から補助を受けている事業又は委託された事業でないこと。
10. 他の団体等への単なる補助となっている事業でないこと。
11. 既存事業の単なる予算の付け替えにとどまる事業でないこと。
12. その他交付要綱の趣旨に反する事業でないこと。

◆採択基準

上記の前提要件を満たす採択候補について、以下に示す基準に基づいて事業毎に評価し、予算額の範囲内で採択を行う。

審査項目・評価基準			
1	総合評価	基本的な考え方	企画や取組方針に公益性が認められ、当該補助金の趣旨に合致しているか
2	事業内容	(1) SDGs達成への寄与	本市の地域課題の解決やまちの魅力向上に寄与し、SDGsの達成に資する企画であるか
		(2) 分野横断	複数のSDGsにまたがり、分野間の相乗効果が期待できる企画であるか
		(3) 新規性・独自性	創意工夫がなされ、地域の状況や課題に即した独自の取組であるか
		(4) 自律性・継続性	事業実施後のビジョンまで明確であり、補助終了後も継続が期待できる企画であるか
		(5) 発展性	市民や他団体への波及効果が期待でき、事業実施後、様々な事業に広がる可能性があるか
		(6) 市民の意識変容	広く市民が参加でき、参加者のSDGsに対する意識の変容を促す企画であるか
3	実施体制	(1) 多様性	複数の主体が参画し、各連携主体の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であるか
		(2) 連携による相乗効果	主体どうしが連携することで、より高い成果が期待できるか
4	事業費	経済性	経費の積算が妥当であり、費用対効果を考慮し、節減努力が見られるか

12. 応募からの流れ

令和6年4月1日	募集開始
随時	書類審査／採択事業の決定・通知／事業開始
令和7年1月31日	募集締切
令和7年2月末日まで	事業完了
	補助事業完了後30日以内か2月末日のいずれか早い日までに実績報告
令和7年3月（予定）	成果発表会において事例発表